



# 黒鉛素材の化学分析方法

JIS R 7223<sup>-1997</sup>

(2007 確認)

平成 9 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## 窯業部会 炭素・黒鉛製品専門委員会

	氏名	所属
(委員長)	稻垣道夫	北海道大学
	宮川義正	大同特殊鋼株式会社
	本庄昭郎	合同製鉄株式会社船橋製造所
	山地巖	東京製鉄株式会社高松工場
	篠原泰明	新日本製鐵株式会社
	宮原忍	日本钢管株式会社
	野竹毅	日本カーボン株式会社
	富安稔	東海カーボン株式会社
	岡村政彦	昭和電工株式会社
	藤本博明	株式会社エスイーシー
	相沢淳一	日立化成工業株式会社
	馬場清治	炭素協会
	富田育男	通商産業省生活産業局
	岡林哲夫	工業技術院標準部
(関係者)	羽鳥暢淑	炭素協会
	宮内正行	昭和電工株式会社
	櫻原龍也	東海カーボン株式会社
(事務局)	池川澄夫	工業技術院標準部繊維化学規格課

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 37.9.1 改正：平成 9.4.20

官 報 公 示：平成 9.4.21

原案作成協力者：炭素協会

審議部会：日本工業標準調査会 窯業部会（部会長 福浦 雄飛）

審議専門委員会：炭素・黒鉛製品専門委員会（委員長 稲垣道夫）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 黒鉛素材の化学分析方法

R 7223-1997

Chemical analysis of graphite materials

1. 適用範囲 この規格は、黒鉛素材(以下、素材という。)の化学分析方法について規定する。

備考 この規格の引用規格を、付表1に示す。

2. 分析項目 この規格で規定する分析項目は、次のとおりとする。

- (1) ほう素
- (2) 灰分

### 3. 共通な装置

3.1 はかり 使用するはかりのひょう量は100 g以上とし、感量は0.1 mgとする。

3.2 化学分析用ガラス器具及び陶磁器類 この試験に用いる化学分析用ガラス器具及び陶磁器類は、特に指定のない限り、次の規格に適合するものとする。

- (1) JIS R 1301
- (2) JIS R 1302
- (3) JIS R 1303
- (4) JIS R 1305
- (5) JIS R 1306
- (6) JIS R 1307
- (7) JIS R 3503
- (8) JIS R 3505

3.3 温度計 温度計は、0~150 °Cの範囲をもつ棒状水銀温度計を用いること。

3.4 乾燥装置 乾燥装置は、温度105~110 °Cに保つことのできる自動温度調節器付電気恒温器を用いること。

3.5 蒸留水の容器 蒸留水の容器は、ポリエチレン製容器を用いること。

4. 数値の丸め方 測定値・計算値を丸める場合の数値の丸め方は、JIS Z 8401の規定による。

### 5. ほう素の分析方法

5.1 要旨 ほう素含有量0.01~2 ppm程度の素材中のほう素の分析方法について規定する。ほう素の定量方法は、(1)比色分析方法、(2)灰化担体蒸留発光分析方法、(3)固結直接発光分析方法の3種とし、そのいずれを使用してもよい。

5.2 分析試料の採り方 分析試料の採り方は、次のとおりとする。

(1) 素材から試料片を採取する。その採取方法は、受渡当事者間の協定による。

(2) 原則的には試料片から、次の事項に注意しながら必要量の粉末試料を削り取る。

なお、試料は清浄な容器に入れて保存する。

(a) 試料片の各所から必要量の粉末試料を得る。

(b) きりを用いて粉末試料を採取する場合には、きりはJIS H 5501に規定するG2又はこれと同等以上の硬度